省　　令

○厚生労働省令第五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）の一部及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（令和元年政令第八号）の施行に伴い、並びに同令附則第二条の規定に基づき、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令附則第二条に規定する共有財産の返還時の手続に関する省令を次のように定める。

令和元年五月二十二日

厚生労働大臣　根本　匠

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令附則第二条に規定する共有財産の返還時の手続に関する省令

北海道知事は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行令（令和元年政令第八号。以下「政令」という。）附則第二条の規定の定めるところにより共有財産を返還するときは、別記様式の受領書と引換えに返還するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、政令の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。

（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第二項に規定する北海道旧土人共有財産に係る公告等に関する省令の廃止）

2　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律附則第三条第二項に規定する北海道旧土人共有財産に係る公告等に関する省令（平成九年厚生省令第五十二号）は、廃止する。

別記様式

受　　領　　書

年　　月　　日

北海道知事　殿

返還を受けた者
住　　所
氏　　名　　印

返還を受けた日時	
※整理番号	
官報公告における番号	
共有別	
返還を受けた共有財産 指定に係る数量又は金額	
返還を受けた金額	
備考	

注意事項

1　「印」は、共有財産の返還請求時に添付した印鑑証明書と同一の印鑑を押印すること。

2　「返還を受けた共有財産」欄のうち、官報公告における番号、共有別、指定に係る数量又は金額については官報公告に基づいて記載すること。

3　申請者は、※印欄には記載しないこと。

4　用紙の大きさは、Ａ４とすること。

○国土交通省令第五号

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第四十二条第一項の規定に基づき、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令を次のように定める。

令和元年五月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第四十二条第一項の規定による権限の委任に関する省令

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（附則第一条において「法」という。）第二十八条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和元年五月二十四日）から施行する。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務）	（開発監理部の所掌事務）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
一～三十七　（略）	一～三十七　（略）
三十八　アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。	（新設）
三十九～四十二　（略）	三十八～四十一　（略）
（アイヌ施策推進課の所掌事務）	（アイヌ施策推進課の所掌事務）
第十八条の二　アイヌ施策推進課は、アイヌ施策の推進に関する事務をつかさどる。	**第十八条の二**　アイヌ施策推進課は、開発監理部の所掌事務のうち、アイヌ施策の推進に関する事務をつかさどる。